

高浜原発1,2号機 行政処分取消訴訟（名古屋）

# 弁論更新に当たって

～司法審査の在り方について～

---

2021年5月10日（月）

於・名古屋地方裁判所

原告ら訴訟代理人弁護士 中野 宏典

- 1 法の趣旨と伊方最高裁判決の修正**
- 2 科学の不定性と原発に求められる安全の水準**
- 3 違法性の具体的審査基準ないし判断方法**

# 1 法の趣旨と伊方最高裁判決の修正

---

## いわゆる伊方の定式と、従来の法の趣旨

司法審査は、行政庁に専門技術的裁量があることを前提に、行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。

（原発が備えるべき安全性の程度については判断していないが）炉規法の趣旨は、深刻な災害が万が一にも起こらないようにするためのもの

- ① まず、行政庁が、
  - i 基準が不合理でないこと
  - ii 行政庁の基準適合性判断に看過し難い過誤、欠落がないことを立証する。



立証に成功

処分に違法性なし

立証に失敗（真偽不明）



処分に違法性あり

## H24改正①-被害の重大性

- I) 原発事故は、事態の進展に伴って収束せずに拡大していくこと。
  - II) トライアルアンドエラーによる実験と実証、検証を踏まえた安全性の向上という過程を踏むことができないこと。
  - III) 地震や火山など、科学的に不確実な現象に対応しなければならないこと。
  - IV) 原発事故被害が、
    - i) 不可逆・甚大性…遺伝子を傷つけて回復できない。大量の被ばくは死に至る
    - ii) 広範囲性…極めて広範な地域（我が国に留まらない）に大量の放射性物質をまき散らす
    - iii) 長期・継続性…半減期が長く、原発の利用を承認していない将来世代にも深刻な被害を生じさせかねない
    - iv) 全体性…地域のコミュニティ（伝統や文化）を根こそぎ破壊するという特徴を有すること。
- ▶ 原発は、他の科学技術の利用に関するリスクとは質的に異なる危険を内在している。

## H24改正②-法の目的

### 原子力基本法2条

「1 原子力利用は、…安全の確保を旨として、…これを行うものと…する」

「2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする」

### 原子力規制委員会設置法1条

「この法律は、…東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用…に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去…するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定…する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」

## H24改正②-法の目的

国会の附帯決議等  
(甲B8、甲B9)も参照

## 旧炉規法§1

この法律は、原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質…の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、

これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、

製錬…の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行…う

ことを目的とする。

## 新炉規法§1

この法律は、原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質…の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、

原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質…による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、

製錬…の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行…い、

もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資する

ことを目的とする。

## 福島第一原発事故後の伊方の定式の正しい解釈

司法審査は、行政庁に専門技術的裁量があることを前提に、行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。

（原発が備えるべき安全性の程度については判断していないが）炉規法の趣旨は、**深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため**のもの←**厳格に**解釈すべき。

- ① まず、行政庁が、
  - i 基準が不合理でないこと
  - ii 行政庁の基準適合性判断に過誤、欠落がないことを立証する。



立証に成功

処分に違法性なし

立証に失敗（真偽不明）



処分に違法性あり

※伊方最高裁判決が、主張立証責任を事実上転換させたものであることは、原審である控訴審判決を読めば明らか（調査官解説参照）。



## 2 科学の不定性と原発に求められる安全の水準

---

- (1) 科学の不定性とトランス・サイエンス**
- (2) 原発に求められる安全の水準**
- (3) 社会通念としての高度な安全**

## 自然科学における「三重苦」

この部分だけに目を向けて「精度よく求められる」などというのは不適切であり、ミスリード。それは、いわば「科学的 안전 神話」である。

いかに精緻そうに“見える”議論を組み立てようと、本質的な不定性の大きさから逃れることはできない。  
= **砂上の楼閣**

地下で起こる現象  
= 仮説や推測に  
拠らざるを得ない

実験ができない  
= 過去のデータに  
頼らざるを得ない

発生頻度が高くな  
く、正確な記録は  
近時に限られる

= 地震科学の  
**三重苦**  
(纈纈一起)

本質的に**複雑系** = 理論的に完全な  
予測をすることが原理的に不可能

## 平田光司『科学の卓越性と不定性』

「これが科学研究における論争であるなら、論争を繰り返しつつ、次第に解決に近づくことを期待していれば済む。学会ではそのような論争が行われている。

しかし、誰かの生命に関わる問題であったり、人類の運命に関することからでは、科学論争の終結を待ってから行動する、というわけにはいかない。患者の治療法が確定するころには、患者はなくなっているかもしれない。人類の活動によるCO<sub>2</sub>の増加が地球温暖化の原因であることが反論の余地なく立証されたころには、人類は滅亡寸前かもしれない。

科学の成果は利用しつつ、科学では（少なくとも当面は）『正解が得られない』問題について、どのように現実的な選択を行うことが可能か、という『科学の不定性とその対処』について考えるのが、本書の目的である。」

「科学法則、科学知識の強みは、多くの例によってチェックされているだけでなく、今後何度でも実験や観測によって確かめることができることにある。

反復によって法則化されていない『初めて』の事象については、これまで法則化され、かなり確かと思われていることから類推して判断するしかない。その場合の判断は、科学的判断というより科学的類推である。類推による結論は、その確からしさの感覚を含めて科学者ごとに異なることがあり得るし、本人が意識しなくても、科学以外の要素（価値観、社会的利害、経済的利害、文化）が入ってきてしまうこともあり得る。」

## 藤垣裕子『専門知と公共性』

科学的合理性：科学者集団の妥当性境界によって保障される合理性

社会的合理性：「ある公共の妥当性境界を、社会的場面での判断の基準として採用する」判断を担保する、意思決定のしくみ

従前、科学的合理性＝社会的合理性と信じられてきたが、現実には、**科学的合理性＝社会的合理性ではない。**

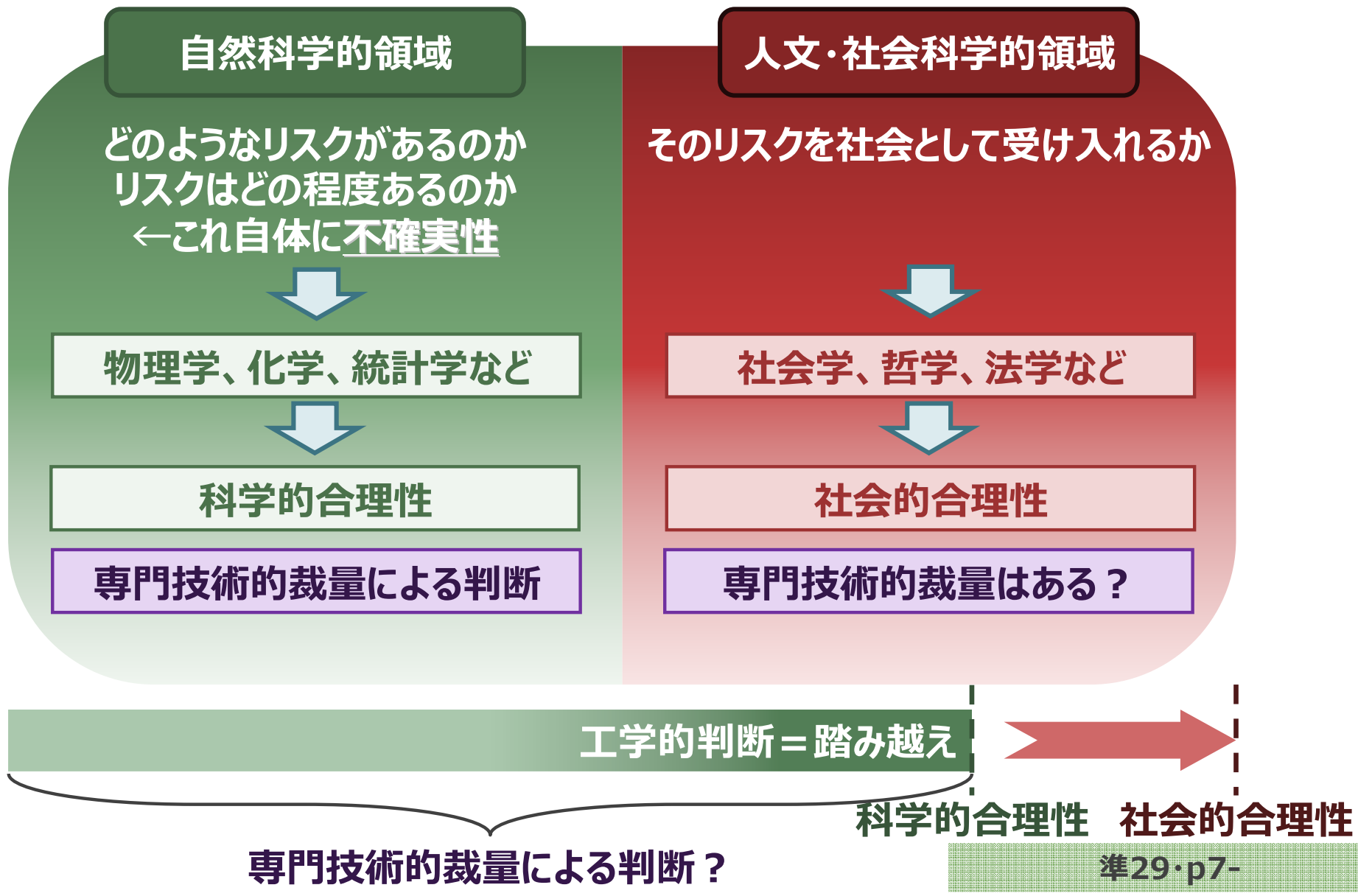
① 科学者集団の妥当性境界でさえ、『今、まさに作りつつある境界』であって、確固とした境界ではなく、**試行錯誤の繰り返し**である。時間とともに証拠はふみ固まるという性質をもつ。

② 科学者でさえ、『今、まさに作りつつある境界』のところで、つまり、科学者でさえ、答えを出せないところで、**(公共として) 意思決定**しなくてはならない。

科学者共同体がより厳しい根拠を求めているにもかかわらず、予防的な観点から、**より緩い基準で行政判断する**（安全の立証ができない限り、安全が欠如していると扱って規制を行う）べきである（第二種の過誤の回避）。

# 「踏み越え」としての工学的判断

## トランス・サイエンス

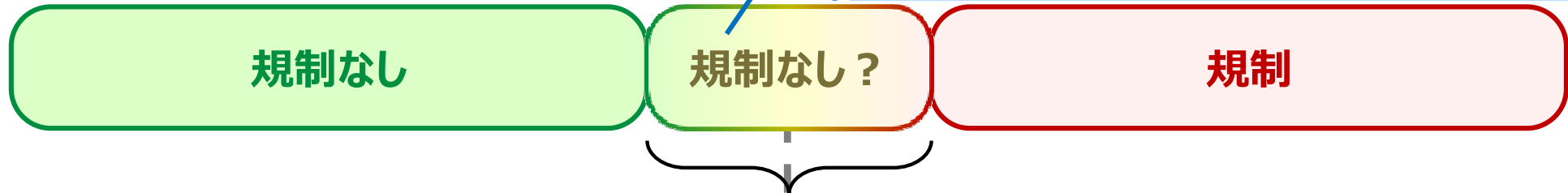


# 第1種の過誤と第2種の過誤のどちらを回避すべきか

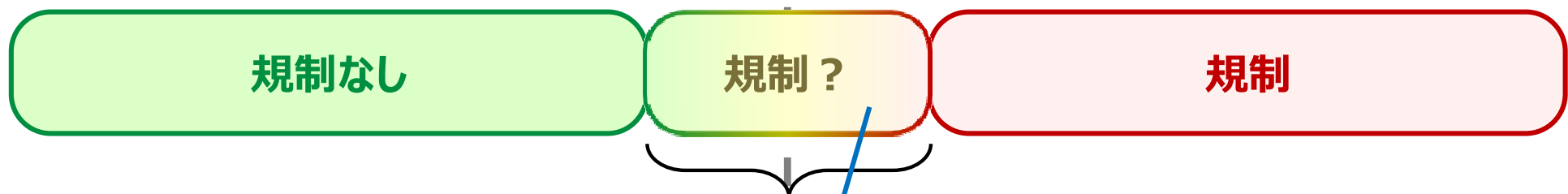
客観的には安全（帰無仮説が正しい）

客観的には危険（対立仮説が正しい）

権限行使が不要なのに行使してしまう  
「慌て者の過誤」（= 第1種の過誤）を  
回避するアプローチ



「疑わしきは自由のために」



「疑わしきは安全のために」

権限行使が必要なのに行使しない  
「うっかり者の過誤」（= 第2種の過誤）を  
回避するアプローチ

## 藤垣裕子「学者としての責任とSTS」

「想定外」という言葉には、大別すると2つの意味がある。1つは最先端の学術的な知見をもってしても予測できなかった事象が起きた場合であり、もう1つは、予想されるあらゆる事態に対応できるようにするには財源等の制約から無理があるため、現実的な判断により発生確率の低い事象については除外するという線引きをしていたところ、線引きした範囲を大きく超える事象が起きたという場合である。今回の大津波の発生は、この10年余りの地震学の進展と防災行政の経緯を調べてみると、後者であったことがわかる。（政府事故調報告書、概要p25）

これらを総合すると、科学的合理性(自然科学による確率予測)としてはpredictedであったのに、社会的合理性(実際に社会的対策がおこなわれるための設定基準)としてはunexpectedとして扱われていたことが示唆される。ここで追及しなくてはならないのは、政府事故調の2つめの想定外、つまり「現実的な判断」による線引きの内容である。一般に、確率概念がリスク概念になるときは、何か守るべきもの(人間の健康、あるいは環境)があり、それによって線(どこまでは守り、どこからは無視するか)が引かれる。今回の場合の線引きは、人間の健康や環境を守るための線引きというより、経済活動を守るための線引きだったのではないかと、という推測は十分に成り立つ。この線引きの議論は、今現在も進行中の原発再稼働をめぐるいくつかの地裁の判断のなかにも表れている。たとえば、高浜原発(福井県高浜町)の再稼働を認めなかった福井地裁の決定(2015年4月)および大飯原発(福井県おおい町)の再稼働をみとめなかった福井地裁の決定(2014年5月)では、人々が生命をまもり生活を維持するための人格権を全面にだし、経済活動としての原発の稼働はそれより劣位にあるとした<sup>4)</sup>。つまり、上記政府事故調にある「線引き」は、常に何をまもるかのせめぎあいのなかで決まるのである。事故を想定外として思考停止に至るのではなく、そもそも想定



## H30.3.15京都地裁判決

そもそも、原子力発電所の安全性については、放射性物質の持つ特殊な性質からすると、極めて高い安全性が求められるというべきである。原子力発電所において一度事故が発生し、放射性物質が外部へ放出される事態になれば、その影響は一時的、局所的にとどまるものではないため、放出された放射性物質の除去は容易ではなく、残存した放射性物質は一定期間放射線を放出しつづけるなどして継続的に被害が及ぶこととなり、かつその影響は周辺の地域全体、場合により、市町村や都道府県を超えて、我が国内の相当広範囲に及ぶおそれがあり、周辺住民、場合により相当広範囲の住民の生命や身体、財産等に対し、取り返しのつかない損害を与える可能性を含んでいるからである。

## H29.9.22千葉地裁判決

この点、原子力発電所においては、一たび過酷事故が起きれば国民の生命身体に不可逆的で深刻な被害をもたらすおそれがあるのであって、同事故による被害の経験を踏まえ、将来的に被害の再発・拡大を防止するという考えは採れない上、そもそも、炉規法等の一連の安全規制の法制度も、原子炉事故による深刻な災害が万が一にも起こらないようにするという目的を達する点にある。

そうであるとすれば、万が一にも過酷事故を起こさないようにすべく、予見可能性の程度としても、無視することができない知見の集積があれば一応足りるというべきであり、無視することができない知見が示された場合には、経済産業大臣は、その知見の精度・確度の検証を含めた情報収集をし、対応することが相当というべきである。

## ドイツにおける法規制と安全の水準

まず、原子力法は「原子力の危険と電離放射線の有害な作用から生命・健康・財産を保護すること」を保護目的として明文化し（原子力法1条2号）、原子力の平和利用に伴い生じうる重大な危険を自覚する<sup>5</sup>。また、原子炉施設の建設・運転は「科学及び技術の水準に照らして必要とされる事前配慮」がされなければ許可されないが（同法7条2項3号）、「科学及び技術の水準に照らして必要とされる事前配慮」の要件は、「一般に承認された技術基準」、「技術の水準に照らして必要な」の要件に比べて高い水準の安全性を要求するものと解されている。すなわち、「科学の水準に照らして必要とされる事前配慮」は技術的に不能であっても措置されなければならない、技術の活用に対する人の生命・健康の価値の優越性が承認されている<sup>6</sup>。そして、このようなリスクに対する事前配慮は、生命、健康、財産に生じる損害の発生が実践的に排除されると認められなければ原子炉の建設と運転は許可されないとするもので、科学と技術の水準に照らして「危険・リスクに対する最善の事前配慮の原則」を規定するものと評価されている。

## 政府事故調査報告書の要求事項-低頻度でも対策すべき

「自然現象には現在の学問の知見を超えるような事象が起こることがあり、そういう極めてまれな事象への備えも必ず並行して考慮しなくてはならないという伝統的な防災対策の心得が考慮されなくなりがちになっていた」

- i 日本は古来、様々な自然災害に襲われてきた『災害大国』であることを肝に銘じて、自然界の脅威、地殻変動の規模と時間スケールの大きさに対し、謙虚に向き合うこと。
- ii リスクの捉え方を大きく転換すること。

リスク論の定式 「リスク＝発生確率×被害の規模」

従来：発生確率の大小を中心に据え、確率の小さいものは除外

東日本大震災：「たとえ確率論的に発生確率が低いとされた事象であっても、一旦事故・災害が起こった時の被害の規模が極めて大きい場合には、しかるべき対策を立てることが必要」

「今回のような巨大津波災害や原発のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである」

## 「安全だから賛成」と「安全ではないから反対」を比較すべき

### ▶ 「社会通念」はどこにあるのか

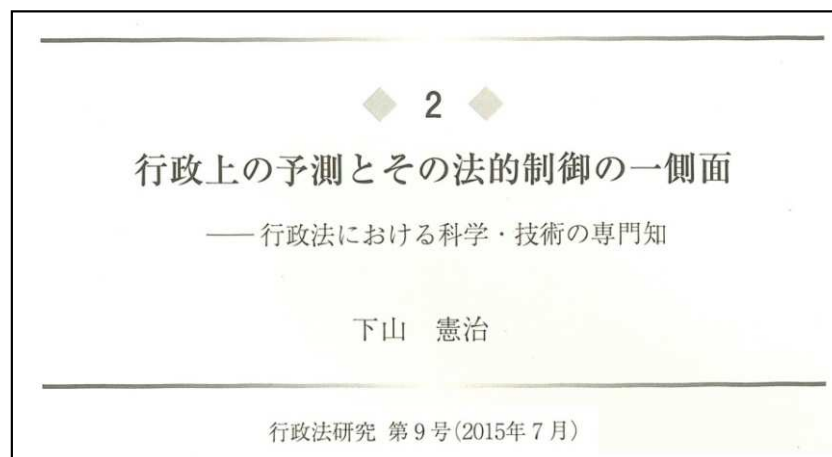
	川内原発の 再稼働（2014）	高浜原発の 再稼働（2015）
安全だから 賛成	$32\% \times 4\% = \underline{1.28\%}$	$37.7\% \times 12.3\% = \underline{4.64\%}$
安全ではないから 反対	$57\% \times 42\% = \underline{23.94\%}$	$57.1\% \times 45.2\% = \underline{25.81\%}$

→裁判所は、これまでの訴訟で、「どんなに必要でも安全を下げることは許されない」と判断し続けてきた。「安全に不安がある」というのは大多数の国民の共通認識なのだから、どんなに必要でも止めるべき。

### 3 違法性の具体的審査基準ないし判断方法

- (1) 下山憲治教授の示す具体的基準
- (2) ドイツにおける判例法理
- (3) 福島第一原発事故後の裁判例
- (4) 事業者の実態

## 科学の不定性を踏まえた具体的司法判断の基準



### 究明・獲得途上の専門知の扱い（第二種の過誤を回避するための基準）

- ① その時点で利用可能で、信頼されるデータ・情報の全てが検討されていること
- ② 採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること
- ③ 法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益の全てを比較衡量していること
- ④ 選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていること
- ⑤ 全体を通じて判断に恣意性や不合理な契機が認められないこと
- ⑥ 事後的に、必要に応じて当初の決定内容を修正・変更する義務が尽くされていること



## 基準①②④と監視試験片の原データ問題

- ① その時点で利用可能で、信頼されるデータ・情報の全てが検討されていること
- ② 採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること
- ④ 選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていること

- ▶ 中性子照射脆化に関する監視試験片の原データを確認し、その信頼性・妥当性を評価・確認することは、基準①②との関係で不可欠。そして、原データをどのように評価してそれを妥当と判断したのかというプロセスが、その理由と共に明確に示されていないこと自体が問題（基準④）。裁判所がその妥当性を判断することができない。
- ▶ 科学的な専門性を有しない裁判所であっても、判断過程が不透明で、恣意的な判断がなされた可能性が排除できないことは容易に判断可能。原発の安全を確保するためには、少なくともこの点について裁判所が積極的に判断を行う必要がある（行政判断のブラックボックス化を許してきたことが、福島第一原発事故の原因の一つである）。

## 基準①⑤の考え方

① その時点で利用可能で、信頼されるデータ・情報の全てが検討されていること

⑤ 全体を通じて判断に恣意性や不合理な契機が認められないこと

▶ 事業者は、自らに都合のよい知見（原発の稼働を正当化できる知見）だけを集める傾向にある。原規委が、それだけを前提に判断をするとすれば、基準①や基準⑤との関係で不当。

▶ 科学の不定性が優位する領域で、深刻な災害が万が一にも起こらないようにするために、本来必要なのは、自らに不利な知見に真摯に向き合い、できる限り保守的に評価することである。その意味で、事業者も、原規委も、主張・立証の方向性を誤っている。自らの結論を正当化する知見等をいくら主張・立証しても、不定性が優位する領域では意味が乏しい。原告らの指摘するような、自らに不利な知見に対して、どのように判断をしたのか（考慮したのか否か、考慮しないとすれば、それはなぜか）を明らかにすることである。

裁判所は、それがなされているかどうかをチェックすればよい（原被告の主張する知見の科学的な妥当性を判断すべきではない）。そして、それは、必ずしも専門的知見を有しない裁判所であっても、十分に判断可能なはずである。

## 基準①とヴィール判決

① その時点で**利用可能で、信頼されるデータ・情報の全て**が検討されていること

第二の点であるリスク調査・評価義務について、この判決は、再度カルカー決定に依拠しながら次のように述べる。リスク判断において行政は最善を尽くさなくてはならない。行政はリスク調査・評価活動に際して、支配的な科学学説だけに依拠するのではなく、それとは異なるが尊重に値する (vertretbar) 学説はすべて考慮しなければならず、さらに判断において不確実な部分が残るときには十分保守的にならなければならない、と<sup>8</sup>。

甲F103・p48

ありとあらゆる見解

すべての代替可能な見解  
(= **保守的にみて尊重すべき見解**)

相当に権威的な専門家等による  
十分に合理的な見解

**支配的・通説的見解**

## 基準④と第三次ミュルハイム＝ケアリッヒ判決

### ④ 選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていること

判決では一見したところ、従前の見解を次のように繰り返しているだけである。現在の知見から肯定も否定もできない実践理性では排除できないリスクをも考慮しなければならない、と<sup>26</sup>。しかしながら、ここでの「考慮しなければならない」は、第一ミュルハイム・ケアリッヒ判決の「考慮しさえすればよい」とのニュアンスと完全に異なる。というのも、第三事件上告審判決においては、行政による考慮の実質的な中身を審査した控訴審での事実認定が全面的に支持されているからである。

控訴審の考えはこうである。地震の揺れに対するリスク調査にあたって、規範となるのは原子力技術委員会基準である。しかし、この基準から自動的に申請場所の地震リスクが計算されるものではなく、それを適用するにあたって、申請場所の過去の地震や地質の調査および（数値の）確定が必要になる。このためには十分な調査が行わなければならない。この点、たしかに行政は調査を行ったが、調査結果である地震強度は不確定な幅を有するものであった。さらに、地震強度と表面最大加速度との関係においても不確定な幅がある。にもかかわらず、行政はこれら不確実性をどのように処理したかを不明にして、地震強度及び表面最大加速度の確定に至った。行政は自己の安全性判断を正当化しなければならず、そのためにデータが示され、かつ評価されなければならない。しかし、当該事例ではこの過程を追うことはできない。ここに調査欠落がある、と<sup>27</sup>甲F103・p54

## 基準①とH30.3.15京都地裁判決

ここで、最新の知見としてどのような知見を考慮すべきかが問題となる。被告らには、上記のような注意義務があるとしても、不可能を強いることは当然できないことから、あらゆる知見をもとにすべきであるとか、どのような内容の知見も取り入れるべきであるということはできないのは明らかである。しかしながら、原子炉施設の安全性、ことに津波のような自然災害に対する防災対策を考えるにあたっては、被告らが主張するように、予見可能性の前提となる知見が科学的に確立され、専門家の中でも統一した見解となっていなければならないことまで要求されるものではないといえる。

そうすると、被告らが主張するように、科学的知見が確立するまでは、原子炉の安全性を検討するにあたっての検討対象にする必要はないとすれば、この分野における新しい知見については、おおよそ検討しないでよいということにもなりかねないし、高い安全性が求められる原子炉施設の改善の措置について、程度問題はあるとはいえ、何らの改善の着手さえ不要であるとの結論につながりかねないのであるから、専門的知見として確立に至る前であっても、予見にかかる検討対象とすべき場合があるといえる。

## 基準①とH29.9.22千葉地裁判決

しかしながら、予見可能性の程度として、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性，すなわち，専門研究者間で正当な見解として通説的見解といえるまでの知見を要求した場合，そのような確立がみられるまで原子力発電所における潜在的危険性を放置することになりかねない。

また，地震・津波の予見可能性の判断とは，どこにどの程度の規模の地震が発生し，どこにどの程度の規模の津波が発生するかについて，地震・津波の専門的研究の成果を踏まえて純粹に地震学の知見から判断されるものであり，ここに工学的な判断が入り込む余地はないというべきである。

## 基準①とR2.1.17 伊方広島高裁即時抗告審決定

もつとも、上記のとおり、発電用原子炉施設について、福島事故のような過酷事故は絶対起こさないという意味での高度な安全性を要求すべきであるという理念は尊重すべきものであり、上記イにみた原子炉等規制法の改正及び新規制基準の策定においても、事故の発生防止はもちろんのこと、仮に想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じた場合にも、放射性物質が環境へ放出されるような重大事故に至らないようにすることを目的として、各種の対策を強化すべきものとされたのであり、上記理念に通ずるところがあるといわなければならない。したがって、上記理念に基づいて抗告人らが主張した具体的な判断基準も、これをそのまま採用することは現実的に不可能であるとしても、発電用原子炉施設による具体的危険性の有無を判断するに当たり、その理念ないし精神に則った解釈適用が必要となることは否定できないところであり、ある問題について専門家の間で見解が対立している場合には、支配的・通説的な見解であるという理由で保守的でない設定となる見解を安易に採用することがあってはならない。このような理念ないし精神の適用については、それぞれの問題ごとに個別に検討する必要があるが、一般論としては上記のように指摘することができる。

## 更田豊志・現原規委委員長の発言-「いかようにでもくぐり抜ける」



記者会見で問題を指摘され、目に見えて動揺し、うつろな表情を浮かべて秘密会議の不当性を認める更田委員長。

- ▶ 2018年12月6日、原規委は、本来公開で行わなければならない会合を脱法的に密室で行い、関電に対する対応方針を事実上決めていた。
- ▶ その中で、事業者側に長く身を置いた委員長ならでの、「申請者マインド」が語られている。  
「同様な方法」だと、**（安全を高めるのではなく）新手法を考えて規制をくぐり抜けようとする**。「同一の方法」でなければダメ。「申請者マインドを甘くみたらアカン」

毎日新聞 2018年12月6日 事前会議

「新手法がございまして」とおれだったら  
おれ関電の経営（陣）だったら  
「お前らちょっと新手法考えてこい」って（指示する）  
更田委員長  
「まったく違うのでなくて新手法を考えてこい」って俺だったら指示飛ばすな

毎日新聞 2018年12月6日 事前会議

「同様な」というのはあれだから「同一の」とかでないと  
アイデンティカル（Identical＝同一の）じゃないと  
更田委員長  
いやいやアカン  
申請者マインドを甘くみたらアカンで  
おいらそっちの方が時間としては長いから  
いかようにでも（規制を）くぐり抜けるからな



# まとめ

---

- ▶ 伊方最高裁判決の示した司法審査の在り方は、平成24年改正を踏まえて「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という法の趣旨が貫徹されるよう、修正されなければならない。
- ▶ 科学的妥当性と社会的妥当性の違いを踏まえ、**社会が原発にどの程度の安全を要求するかの点については、司法が積極的に判断を行う必要がある。**
- ▶ 地震や火山は**科学の不定性（不確実性）**が大きい分野であり、そのうえにいかにか精緻に“見える”論理を積み上げても、精度は上がらない。
- ▶ 原発に求められる安全の程度は**「極めて高度」「深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全」**であり、「疑わしきは安全のために」というアプローチが採られなければ、その安全の程度を達成できない（法の趣旨に反する）。
- ▶ 低頻度の事象に対しても、被害の大きさを踏まえ、対応しなければならないというのが政府事故調の提言であり、立法事実。
- ▶ 支配的・通説的見解だけに依拠するのでは足りず、**すべての信頼されるデータ・見解を考慮**しなければ、求められる安全の程度を達成できない（法の趣旨に反する（具体的基準①））。
- ▶ 司法判断の大前提として、行政庁の**判断のプロセスが、理由とともに具体的に明らかにされる必要がある**、これがなされなければ、それだけで処分の違法性を推認すべきである（判断過程のコントロールの厳格な運用（具体的基準④））。